

研究助成金の使途について

【助成選考取扱規則 第3条】

研究助成金は、主として研究に直接要する物品の購入費用及びその他研究推進に必要な費用と定めています。

【研究助成金の使途が不可なもの】

1. 個人の資格に関するようなもの(例:学会会員の年会費等)については不可と致します。
2. 飲食費や懇親会費等

【研究助成金の使途の科目別では】

1. 試薬購入費
研究・実験に必要な試薬の購入費用
2. 動物購入費
研究・実験に必要な動物の購入費用
3. 書籍代
研究に必要な書籍の購入費用
4. 旅費交通費
研究推進に必要な学会の参加、研修会の参加等に必要な旅費交通費
5. 実験器具代
実験に必要な実験器具の購入費用
6. 消耗品費
研究・実験に必要な消耗品の購入費用
7. 人件費
研究・実験を推進するための実験補助者等の人件費
8. 手数料
実験器具等の購入に際し、代金支払いに伴う銀行振込手数料等
9. 研修費
研究推進のために参加する研修会等の参加費用
10. 印刷費(スライド作成含む)
研究成果等の印刷、スライドを作成する費用
11. 運搬費
研究・実験に必要な資材等の運搬費用

12. 謝礼金

研究・実験の推進のため、外部講師を招聘したときの礼金等

13. 通信費

電話代、切手の購入費用等

14. 修繕費

実験器具等の修繕費用

15. 賃借料

レンタル及びリース料等

16. 雑費

研究・実験に必要なもので、上記科目に分類されないもの。

ご不明な点がございましたら、財団までお問合せ下さい。